

久留米都市計画地区計画の決定（久留米市決定）

久留米広川新産業団地地区計画を次のように決定する。

	名 称	久留米広川新産業団地地区計画
	位 置	久留米市荒木町藤田の一部
	面 積	約 1 4 . 7 h a
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、隣接する九州自動車道広川インターチェンジを活用した「広域流通業務拠点」を整備することにより、雇用の創出と地域への定住を進め、地域経済の活性化を目的とした、優れた都市基盤と良好な業務環境を持った産業団地である。このため、本地区計画は開発により整えた環境を維持するとともに、工業系の土地利用を図ることをもって良好な産業環境を形成し、かつ、保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、産業団地としての適正な土地利用を図るため、住居系及び沿道施設等の用途を排除し、工場、倉庫等の施設の立地を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>産業団地としての良好な環境の創出及び景観形成を図るため以下のとおり建築物等の整備の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な環境を創出するため、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の用途、建ぺい率、容積率、高さについて必要な制限を設ける。 2 良好な景観を形成するため、緑化を推進し、垣又は柵の構造、位置等について必要な制限を設ける。

地 区 整 備 計 画 事 項	建築物等	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(を)の項(第五号を除く。)に掲げるもの (2) 店舗(当該団地内で製造された製品の販売を目的とした店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。) (3) 飲食店 (4) 事務所(工場、倉庫等を併設する事務所で、当該事務所の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの、又は運送業、卸売業、製造業、産業用機械器具賃貸業の用に供する事務所で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が当該敷地面積の30パーセント未満のものを除く。) (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 展示場(地区内で製造された自社製品に関連する製品を展示する展示場で床面積10,000平方メートル以下のものを除く。) (7) 運動施設 (8) 巡査派出所及び郵便局 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (11) 公衆浴場、診療所及び保育所 (12) 自動車教習所 (13) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの (14) 畜舎 (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これに類するもの	
	建築物の建ぺい率	60パーセント以下		
	建築物の容積率	200パーセント以下		
	建築物等の高さの制限	A 地区 20メートル以下(建築基準法第56条の2の規定を遵守すること。なお、適用する基準は同法別表第四の二の項とし、同項(は)欄及び(に)欄の各欄は福岡県建築基準法施行条例第25条の2の規定の例による。)	B 地区 20メートル以下	

	建築物の最低敷地面積	1,000平方メートル以上
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は見通し可能なフェンスとする。ただし、門柱門扉等はこの限りではない。

「区域は計画図表示のとおり」
理由 別紙のとおり

(別紙)

理 由 書

本地区は、久留米市南部の市街化調整区域内に位置し、九州自動車道広川インターチェンジに隣接する交通条件に優れた地区であり、同インターチェンジを活用した「広域流通業務拠点」を整備することにより、雇用の創出と地域への定住を進め、地域経済の活性化を目的として整備された産業団地である。

本地区の事業効果の維持及び向上並びに良好な産業環境を形成し、かつ、保全することを目的として、必要な制限及び誘導を図るため、本計画を策定するものである。